

球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

令和7年3月31日
告示第15号

球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱（平成29年球磨村告示第45号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、球磨村耐震改修促進計画に基づき、戸建て木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事及び耐震シェルター工事及び耐震診断を行う者に対する補助金の交付に関して球磨村補助金等交付規則（平成3年球磨村規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 本要綱に基づき補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、球磨村の村税を滞納していないものとする。
- (3) 戸建て木造住宅 一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る。）をいう。
- (4) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる一般診断法又は精密診断法（熊本県建築物の耐震改修の計画の認定に関する添付書類等を定める規則（平成26年6月24日規則第31号）第3条第1号に定める建築物耐震診断評価書類等を添付する場合を除き限界耐力計算及び時刻歴応答計算による方法を除く。）
 - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1項第1号に示される方法
- (5) 上部構造評点 耐震診断により、地震に対する安全性を点数で示したものをいう。
- (6) 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震改修工事の計画策定を行うことをいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づいて行う、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とするための工事をいう。
- (8) 建替え設計 原則として同一敷地内で、既存の戸建て木造住宅1棟全てを解体し、住宅を新築する工事の計画策定を行うことをいう。
- (9) 建替え工事 建替え設計に基づいて行う工事をいう。
- (10) 耐震シェルター工事 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から居住者の命を守るため、次のいずれかに該当するシェルターを設置する工事をいう。
 - ア 他都道府県における評価委員会等の第三者機関による評定を受けたもの
 - イ 国土交通大臣又は公的機関の試験等によりその性能が評価されたもの
 - ウ 村長が上記ア又はイと同等以上と認めたもの

- (11) 耐震診断士 耐震診断を行う建築士で、次のいずれかに該当する者をいう。
ア 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士
イ 上記アに該当する者のほか、村長が認めた者
- (12) 設計者 耐震改修設計を行う建築士で、次のいずれかに該当する者をいう。
ア 耐震診断士
イ 上記アに該当する者のほか、村長が認めた者
- (13) 工事監理者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理を行う前号に規定する者をいう。
- (14) 施工者 耐震改修設計に基づき、耐震改修工事を施工する者をいう。
- (15) 高齢者等居住世帯 次に掲げるいずれかの世帯をいう。
ア 高齢者(65歳以上である者をいう。)が居住する世帯
イ 直近の年度の住民税が課税されていない世帯
ウ 障がい者等で村長が認めるものが居住する世帯

(補助金の交付対象)

第3条 当該補助事業の目的、補助事業の内容、補助対象経費、補助金の額等は別表1から別表7までに定めるとおりとする。

- 2 この要綱に基づく補助金の交付は、本要綱又は他の要綱に基づく同一事業への補助金の交付を過去に受けたことがないものに限る。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に村長が別に定める書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- 2 前項により提出する関係書類のうち、村長が特に必要がないと認めるものは、省略することができる。

(交付決定等)

第5条 村長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。この場合において、村長は、必要な条件を付することができる。

(契約締結及び事業着手)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手するものとする。ただし、耐震改修工事に関する契約は、第13条第3項の耐震改修設計完了確認通知を受けた後に行うこととすることができる。

(変更申請)

第7条 補助事業者は、第5条の規定による通知を受けた後、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書(様式第6号)に変更の内容の分かる書類を添えて村長に提出し、村長の承認を得なければならない。

- 2 村長は、提出された前項の申請書の内容を審査し、その結果を補助金交付決定変更承認(不承認)通知書(様式第7号)により補助事業者に通ずるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）届（様式第8号）により村長に届け出なければならない。

2 村長は、前項の規定による中止の届出があった場合において、補助事業が適切に遂行されず完了が困難と認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

3 村長は、第1項の規定による廃止の届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(完了期日の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに完了期日変更報告書（様式第9号）により村長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し村長の要請があったときは、速やかに村長に報告しなければならない。

(遂行命令)

第12条 村長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

(耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助に係る耐震改修設計完了の報告)

第13条 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助の補助対象となる者は、耐震改修設計が完了したときは、速やかに耐震改修設計完了報告（及び補助金交付変更承認申請）書（様式第10号）に村長が別に定める書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、前項の申請書に変更の内容の分かる書類を添えて、村長に提出し、村長の承認を得なければならない。

3 村長は、提出された第1項の報告書及び第2項の申請書の内容を審査し、その結果を耐震改修設計完了確認（及び補助金交付決定変更承認）通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

(耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助に係る耐震改修工事の着工)

第13条の2 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助の補助事業者は、前条第3項の規定による通知を受けた後、耐震改修工事に着工するものとする。

(中間検査)

第13条の3 補助事業者は、耐震改修工事における耐震補強の状況を目視確認できる時期に達した場合、耐震改修工事中間検査申請書（様式第12号）に次に掲げる関係書類を添えて村長に提出し、工事監理者の立会いのもと、村長が行う中間検査を受けなければならない。

- (1) 耐震改修工事及びその工事監理に係る契約書の写し
 - (2) 耐震改修図面
 - (3) その他村長が必要と認めるもの
- 2 村長は、前項の規定により申請があったときは、速やかに中間検査を行うものとする。
 - 3 村長は、前項により中間検査を実施した場合、その結果を耐震工事中間検査結果通知書（様式第 13 号）により補助事業者へ通知するものとする。
 - 4 村長は、中間検査の結果、耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、当該耐震改修工事が適切に行われるよう補助事業者へ指導するものとする。この場合において、補助事業者が指導に従わないときは、村長は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（完了実績報告）

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書（様式第 14 条）に村長が別に定める書類を添えて、村長へ提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 15 条 村長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 16 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 16 条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による補助金額確定通知を受けた後に、補助金交付請求書（様式第 17 号）に次に掲げる関係書類を添えて、村長へ提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る領収書の写し
 - (2) その他村長が必要と認めるもの
- 2 村長は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し）

第 17 条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第 15 条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

- (1) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
 - (3) その他村長が不相当と認める事由が生じたとき
- 2 村長は、第 8 条第 2 項若しくは第 3 項、第 13 条の 3 第 4 項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 18 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第 18 条 村長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（様式第 19 号）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(関係書類の管理等)

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、村長が必要と認め指示するときは、前項の書類を提示しなければならない。

(完了後の報告等)

第 20 条 村長は、補助事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係る住宅について調査し、又は施行者に対して報告を求めることができる。

(代理受領)

第 21 条 申請者は、代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、第 4 条第 1 項の規定による補助金交付申請書又は第 14 条の規定による完了実績報告書を村長に提出する際に、代理受領委任状（様式第 24 号）を村長に提出しなければならない。

(代理受領の変更)

第 22 条 申請者は、代理受領の内容を変更するときは、速やかに代理受領変更届（様式第 25 号）を村長に提出しなければならない。

2 申請者は、代理受領を中止しようとするときは、速やかに代理受領中止届（様式第 26 号）を村長に提出しなければならない。

(規定の準用)

第 23 条 第 21 条の申請があった場合、次に掲げる事項については、第 16 条から第 18 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「補助事業者」とあるのは「代理受領者」と読み替え、「補助金請求額」とあるのは「代理受領補助金請求書」と読み替える。

- (1) 補助金の請求及び交付
- (2) 補助金の取消し
- (3) 補助金の返還

2 前項の規定により提出する代理受領補助金請求書（様式第 27 号）には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 実施した事業に係る申請者宛ての請求書
- (2) 実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し

(補則)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助事業名	耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助
補助事業の目的	球磨村に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修設計及び耐震改修工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、村長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 (補助対象住宅)	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他村長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 球磨村内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は災害対策基本法に基づく罹災証明書の写しにより平成 28 年熊本地震で罹災したことが確認できるもの 4 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、村長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること 5 本要綱又は他の要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがないもの
補助事業の対象となる経費 (補助対象経費)	補助対象住宅の耐震改修設計（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用、耐震改修工事費の見積り作成に要する費用及び工事監理に要する費用を含む。）及び耐震改修工事に要する費用（少なくとも耐震改修工事に要する費用を含む場合に限る。耐震改修工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。）。ただし、改修前の上部構造評点が 1.0 以上である旨の資料が提出された場合は、耐震改修工事に要する費用は対象外とする。
補助率	1 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は高齢者等居住世帯であるもの 10 分の 9 以内 2 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工したもの 60 分の 53 以内 3 平成 12 年 6 月 1 日以降に着工したもの 5 分の 4 以内 ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用の 3 分の 2 以内
補助金の額	1 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は高齢者等居住世帯であるもの改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は 157.5 万円のいずれか低い方の額 2 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工したもの改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は 132.5 万円のいずれか低い方の額 3 平成 12 年 6 月 1 日以降に着工したもの改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は 115 万円のいずれか低い方の額 ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用に補助率を乗じて得た額又は 20 万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 耐震改修設計は、設計者が行うものであること 2 耐震改修工事を行う場合は、設計者が実施した耐震改修設計に基づくもの 3 耐震改修工事を行う場合は、その結果、地震に対して安全な構造となるもの 4 耐震改修工事を行う場合は、工事監理者が工事監理するもの

別表2（第3条関係）

補助事業	耐震改修設計費補助
補助事業の目的	球磨村に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震性向上のために耐震改修設計を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、村長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他村長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 球磨村内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 平成12年5月31日以前に着工したもの又は災害対策基本法に基づく罹災証明書の写しにより平成28年熊本地震で罹災したことが確認できるもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修設計に要する費用 （耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用も含む。）
補助率	3分の2以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 耐震改修設計は、設計者が実施するものであること 2 耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること

別表3（第3条関係）

補助事業名	耐震改修工事費補助
補助事業の目的	球磨村に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、村長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他村長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） <ol style="list-style-type: none"> 1 球磨村内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 平成12年5月31日以前に着工したもの又は災害対策基本法に基づく罹災証明書の写しにより平成28年熊本地震で罹災したことが確認できるもの 4 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、村長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用 （工事監理に要する費用も含む。）
補助率	2分の1以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は60万円のいずれか低い方の額
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 設計者が実施した耐震改修設計に基づくもの 2 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるもの 3 工事監理者が工事監理するもの（ただし、本要綱施行日以前に着手した事業については、工事監理者が工事監理するもの又は耐震改修設計に基づき工事を実施したことを建築士が証明するもの）

別表 4 (第 3 条関係)

補助事業名	建替え設計費及び建替え工事費の一括補助
補助事業の目的	球磨村に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え設計及び建替え工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、村長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 (補助対象住宅)	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他村長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 球磨村内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 平成12年5月31日以前に着工したもの又は災害対策基本法に基づく罹災証明書の写しにより平成28年熊本地震で罹災したことが確認できるもの 4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、村長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること 7 建替え後の住宅は、原則として省エネ基準に適合すること
補助事業の対象となる経費 (補助対象経費)	補助対象住宅の建替え設計（建替え工事費の見積り作成に要する費用及び建替え工事監理に要する費用を含む）及び建替え工事に要する費用（少なくとも建替え工事に要する費用を含む場合に限る。建替え工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。）建替え工事に要する費用は、耐震改修に要する費用相当とする。
補助率	1 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等居住世帯であるもの10分の9以内 2 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したもの60分の53以内 3 平成12年6月1日以降に着工したもの5分の4以内
補助金の額	1 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等居住世帯であるもの建替え工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は157.5万円のいずれか低い方の額 2 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したもの建替え工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は132.5万円のいずれか低い方の額 3 平成12年6月1日以降に着工したもの建替え工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は115万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの 2 工事監理者が工事監理するもの 3 本要綱又は他の要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けていないもの

別表5（第3条関係）

補助事業名	建替え工事費補助
補助事業の目的	球磨村に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、村長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他村長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） <ol style="list-style-type: none"> 1 球磨村内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 平成12年5月31日以前に着工したもの又は災害対策基本法に基づく罹災証明書の写しにより平成28年熊本地震で罹災したことが確認できるもの 4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、村長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること 7 建替え後の住宅は、原則として省エネ基準に適合すること
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の建替え工事に要する費用（工事監理に要する費用を含む。）。建替え工事に要する費用は、耐震改修に要する費用相当とする。
補助率	23%以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は60万円のいずれか低い方の額
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの 2 工事監理者が工事監理するもの（ただし、本要綱施行日以前に着工した事業については、工事監理者が工事監理するもの又は建築基準法に適合することを建築士が証明するもの）

別表6（第3条関係）

補助事業名	耐震シェルター工事費補助
補助事業の目的	球磨村に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震シェルター工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、村長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他村長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 球磨村内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 平成12年5月31日以前に着工したもの又は災害対策基本法に基づく罹災証明書の写しにより平成28年熊本地震で罹災したことが確認できるもの 4 平成12年6月1日以降に着工したものについては、次のいずれかに該当するもの ア 災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」又は「大規模半壊」と認定されたもの イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、村長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること 6 本要綱に基づく、耐震改修又は建替えに係る補助金の交付を受けていないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震シェルター工事に要する費用
補助率	2分の1以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額
その他の事項	本要綱第2条第10号に規定する耐震シェルターであること

別表 7 (第 3 条関係)

補助事業名	耐震診断費補助
補助事業の目的	球磨村に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震診断を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、村長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他村長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 球磨村内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は災害対策基本法に基づく罹災証明書の写真により平成 28 年熊本地震で罹災したことが確認できるもの
補助事業の対象となる経費 (補助対象経費)	補助対象住宅の耐震診断に要する費用
補助率	10 分の 9 以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は 204,000 円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 本要綱第 2 条第 4 号に規定する耐震診断であること 2 耐震診断は、耐震診断士が行うものであること

様式第1号（第4条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

球磨村長 様

申請者

住所

氏名

印

球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金の交付を受けたいので、球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・
耐震シェルター工事・耐震診断
- 3 補助対象経費 金 円
- 4 補助金交付申請額 金 円
- 5 完了予定日 年 月 日
- 6 添付書類

※添付書類については、別に定める事項に掲げる書類を添付すること。

様式第2号-1（第4条関係）

補助対象事業実施計画書（耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助）

申請者氏名						
建物概要	住宅の所在地					
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他）				
	床面積		住宅部分	住宅以外の部分	合計	
		昭和56年5月31日以前に着工した面積	m ²	m ²	m ²	
		昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工した面積	m ²	m ²	m ²	
		平成12年6月1日以降に着工した面積	m ²	m ²	m ²	
	合計	m ²	m ²	m ²		
	建築年月日	年 月 日				
		年 月 日				
	建築確認 番号年月日	年 月 日 第 号				
年 月 日 第 号						
年 月 日 第 号						
耐震診断結果 （上部構造評点。診断済みの場合に記入。）	1階	X		Y		
	2階	X		Y		
	3階	X		Y		
耐震改修設計に係る設計者の概要	事務所名					
	代表者名			建築士名		
	所在地					
	電話番号					
耐震改修工事の工事監理者の概要	事務所名					
	代表者名			建築士名		
	所在地					
	電話番号					
耐震改修工事の施工業者の概要	事務所名					
	代表者名					
	所在地					
	電話番号					
補助対象経費 （消費税込）	総事業費（契約額）				円	
	耐震改修設計に要する費用				円	
	耐震改修工事に要する費用…①				円	
	耐震改修工事の工事監理に要する費用				円	

補助対象限度額	<p>1 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は高齢者等居住世帯であるもの ①又は 1,750,000 円の少ない方の額…②</p> <p>2 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工したもの ①又は 1,500,000 円の少ない方の額…②</p> <p>3 平成 12 年 6 月 1 日以降に着工したもの ①又は 1,437,5000 円の少ない方の額…②</p>	円
補助金交付申請額	<p>1 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は高齢者等居住世帯であるもの ②×10 分の 9 以内 (上限 157.5 万円)</p> <p>2 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工したもの ②×60 分の 53 以内 (上限 132.5 万円)</p> <p>3 平成 12 年 6 月 1 日以降に着工したもの ②×5 分の 4 以内 (上限 115 万円)</p> <p>※千円未満切捨</p>	円
事業実施予定期間	耐震改修設計	年 月 日～ 年 月 日 (予定)
	耐震改修工事	年 月 日～ 年 月 日 (予定)
平成 28 年熊本地震による被災状況	罹災証明書 : 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊 その他 : ()	
備考		

※耐震改修工事の着工には、耐震改修設計完了の報告及びこれについての村長による確認通知の交付が必要ですので、ご注意ください。

様式第2号-2（第4条関係）

補助対象事業実施計画書（耐震改修設計）

申請者氏名						
建物概要	住宅の所在地					
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他）				
	床面積		住宅部分	住宅以外の部分	合計	
		平成12年5月31日以前に着工した面積	m ²	m ²	m ²	
		平成12年6月1日以降に着工した面積	m ²	m ²	m ²	
		合計	m ²	m ²	m ²	
	建築年月日	年 月 日				
	建築確認番号年月日	年 月 日 第 号				
耐震診断結果 （上部構造評点。診断済みの場合に記入。）	1階	X		Y		
	2階	X		Y		
	3階	X		Y		
耐震改修設計に係る設計者の概要	事務所名					
	代表者名		建築士名			
	所在地					
	電話番号					
補助対象経費 （消費税込）	耐震改修設計に要する費用…①			円		
補助対象限度額	①又は300,000円の少ない方の額…②			円		
補助金交付申請額	②×2/3（上限20万円） ※千円未満切捨			円		
事業実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日（予定）					
平成28年熊本地震による被災状況	罹災証明書：全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊 その他：（ ）					
備考						

様式第2号-3 (第4条関係)

補助対象事業実施計画書 (耐震改修工事)

申請者氏名										
建物概要	住宅の所在地									
	用途		<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)							
	床面積		住宅部分	住宅以外の部分			合計			
		平成12年5月31日以前に着工した面積	m ²	m ²			m ²			
		平成12年6月1日以降に着工した面積	m ²	m ²			m ²			
		合計	m ²	m ²			m ²			
	建築年月日		年 月 日			年 月 日				
	建築確認番号年月日		年 月 日 第 号		年 月 日 第 号		年 月 日 第 号			
	耐震診断結果 (上部構造評点)			改修前			改修後			
			1階	X		Y		X		Y
2階			X		Y		X		Y	
3階			X		Y		X		Y	
耐震改修工事の工事監理者の概要		事務所名								
		代表者名				建築士名				
		所在地								
		電話番号								
耐震改修工事の施工業者の概要		施工業者名								
		代表者名								
		所在地								
		電話番号								
補助対象経費 (消費税込)		総事業費…①				円				
		耐震改修工事費				円				
		工事監理費総額				円				
補助対象限度額		①又は1,200,000円の少ない方の額…②						円		
補助金交付申請額		②×1/2 (上限60万円) ※千円未満切捨						円		
耐震改修工事の予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日 (予定)								
平成28年熊本地震による被災状況		罹災証明書 : 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊 その他 : ()								
備考										

様式第2号-4 (第4条関係)

補助対象事業実施計画書 (建替え設計費及び建替え工事費の一括補助)

申請者氏名						
建物概要	住宅の所在地					
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (<input type="checkbox"/> 店鋪 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)				
	床面積		住宅部分	住宅以外の部分	合計	
		昭和56年5月31日以前に着工した面積	m ²	m ²	m ²	m ²
		昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工した面積	m ²	m ²	m ²	m ²
		平成12年6月1日以降に着工した面積	m ²	m ²	m ²	m ²
	合計	m ²	m ²	m ²	m ²	
	建築年月日	年 月 日				
		年 月 日				
	建築確認番号年月日	年 月 日 第 号				
年 月 日 第 号						
年 月 日 第 号						
耐震診断結果 (上部構造評点。診断済みの場合に記入。)	1階	X		Y		
	2階	X		Y		
	3階	X		Y		
建替え設計に係る設計者の概要	事務所名					
	代表者名			建築士名		
	所在地					
	電話番号					
建替え工事の工事監理者の概要	事務所名					
	代表者名			建築士名		
	所在地					
	電話番号					
建替え工事の施工業者の概要	事務所名					
	代表者名					
	所在地					
	電話番号					
補助対象経費 (消費税込)	総事業費				円	
	建替え設計に要する費用				円	
	建替え工事に要する費用…① (耐震改修に要する費用相当)				円	
	建替え工事の工事監理に要する費用				円	

補助対象限度額	<p>1 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は高齢者等居住世帯であるもの ①又は 1,750,000 円の少ない方の額…②</p> <p>2 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工したもの ①又は 1,500,000 円の少ない方の額…②</p> <p>3 平成 12 年 6 月 1 日以降に着工したもの ①又は 1,437,5000 円の少ない方の額…②</p>	円
補助金交付申請額	<p>1 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は高齢者等居住世帯であるもの ②×10 分の 9 以内 (上限 157.5 万円)</p> <p>2 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工したもの ②×60 分の 53 以内 (上限 132.5 万円)</p> <p>3 平成 12 年 6 月 1 日以降に着工したもの ②×5 分の 4 以内 (上限 115 万円)</p> <p>※千円未満切捨</p>	円
事業実施予定期間	建替え設計	年 月 日～ 年 月 日 (予定)
	建替え工事	年 月 日～ 年 月 日 (予定)
平成 28 年熊本地震による被災状況	罹災証明書 : 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊 その他 : ()	
備考		

様式第2号-5 (第4条関係)

補助対象事業実施計画書 (建替え工事)

申請者氏名						
建物概要	住宅の所在地					
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)				
	床面積		住宅部分	住宅以外の部分	合計	
		平成 12 年 5 月 31 日以前に着工した面積	m ²	m ²	m ²	
		平成 12 年 6 月 1 日以降に着工した面積	m ²	m ²	m ²	
		合計	m ²	m ²	m ²	
	建築年月日	年 月 日 年 月 日				
	建築確認番号年月日	年 月 日 第 号				
		年 月 日 第 号				
	耐震診断結果 (上部構造評点)	1 階	X		Y	
2 階		X		Y		
3 階		X		Y		
建替え設計に係る設計者の概要	事務所名					
	代表者名			建築士名		
	所在地					
	電話番号					
建替え工事の工事監理者の概要	事務所名					
	代表者名			建築士名		
	所在地					
	電話番号					
耐震改修工事の施工業者の概要	施工業者名					
	代表者名					
	所在地					
	電話番号					
補助対象事業費 (消費税込)	建替え工事に要する費用…①			円		
補助対象限度額	①又は2,610,000円の少ない方の額…②			円		
補助金交付申請額	②×23% (上限60万円) ※千円未満切捨			円		
建替え工事の予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (予定)					
平成28年熊本地震による被災状況	罹災証明書 : 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊 その他 : ()					
備考						

様式第2号-6 (第4条関係)

補助対象事業実施計画書 (耐震シェルター工事)

申請者氏名					
建物概要	住宅の所在地				
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)			
	床面積		住宅部分	住宅以外の部分	合計
		平成12年5月31日以前に着工した面積	m ²	m ²	m ²
		平成12年6月1日以降に着工した面積	m ²	m ²	m ²
		合計	m ²	m ²	m ²
	建築年月日	年 月 日 年 月 日			
	建築確認	年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号					
耐震診断結果 (上部構造評点。旧耐震、新耐震で全壊・大規模半壊の場合は記入不要。)	1階	X	Y		
	2階	X	Y		
	3階	X	Y		
耐震シェルター工事の 施工業者の概要	施工業者名				
	代表者名				
	所在地				
	電話番号				
補助対象経費 (消費税込)	耐震シェルター工事費…①			円	
補助対象限度額	①又は400,000円の少ない方の額…②			円	
補助金交付申請額	②×1/2 (上限20万円) ※千円未満切捨			円	
耐震シェルター工事の 予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (予定)				
平成28年熊本地震 による被災状況	罹災証明書 : 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊 その他 : ()				
備考					

様式第2号-7 (第4条関係)

補助対象事業実施計画書 (耐震診断)

申請者氏名					
建物概要	住宅の所在地				
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)			
	床面積		住宅部分	住宅以外の部分	合計
		平成12年5月31日以前に着工した面積	m ²	m ²	m ²
		平成12年5月1日以降に着工した面積	m ²	m ²	m ²
		合計	m ²	m ²	m ²
	建築年月日	年 月 日 年 月 日			
建築確認番号年月日	年 月 日 第 号 年 月 日 第 号				
耐震診断を実施する者の概要	事務所名				
	代表者名		建築士名		
	所在地				
	電話番号				
補助対象経費 (消費税込)	耐震診断に要する費用…①		円		
補助対象限度額	①又は227,000円の少ない方の額…②		円		
補助金交付申請額	②×9/10 (上限204,000円) ※千円未満切捨		円		
事業実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (予定)				
平成28年熊本地震による被災状況	罹災証明書 : 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊 その他 : ()				
備考					

様式第3号（第4条関係）

村税滞納有無調査承諾書

球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業の補助金交付申請に伴い、村税（延滞金を含む）滞納の有無を調査されることを承諾します。

年 月 日

球磨村長 様

住宅の所在地

所有者（申請者） 住 所
氏 名 印

共有者 住 所
氏 名 印

住 所
氏 名 印

※ 氏名欄には球磨村在住で住宅の所有者となるすべての方を記入してください。

税務住民課確認欄

係 長	担 当

所有者 滞納なし ・ 滞納あり

（共有者） 村民税・固定資産税・軽自動車税・その他

上記のとおり確認しました。

税務住民課長

球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業承諾書

年 月 日

球磨村長 様

私が所有する下記住宅について、球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業による以下の事業を実施することを承諾します。

- 1 住宅の所在地
- 2 対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・
耐震シェルター工事・耐震診断
- 3 申請者 住 所
氏 名 印
電話番号
- 4 所有者 住 所
(申請者以外 氏 名 印
の共有者等)
住 所
氏 名 印
住 所
氏 名 印
住 所
氏 名 印

備考：この様式は、所有者以外の居住者等が申請する場合又は所有者が複数人いる場合に使用してください。

補助金交付（不交付）決定通知書

指令第 号
年 月 日

申請者 様

球磨村長

年 月 日付けで申請のあった球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金については、球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり交付（不交付）決定をしたので通知します。

記

1 住宅の所在地

2 補助対象事業費及び交付決定額（不交付の場合は理由）

補助対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・
耐震シェルター工事・耐震診断

補助対象事業費 金 円

補助対象経費 金 円

交付決定額 金 円

3 完了予定期日 年 月 日

4 交付の条件

(1) 球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱を厳守してください。

(2) この要綱に違反したときは、この決定の取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

(3) 耐震改修工事の着工には、耐震改修設計完了の報告及びこれについての村長による確認通知の交付が必要ですので、ご注意ください。

※4-(3)は、耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助の場合のみ記載すること。

補助金交付変更承認申請書

年 月 日

球磨村長 様

申請者

住所

氏名

印

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定通知のあった球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業については、下記のとおり変更したいので、球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業（変更後） 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・耐震シェルター工事・耐震診断
- 3 補助金交付変更額
既交付決定額 金 円
変更交付申請額 金 円
変更増減額 金 円
- 4 変更内容及び理由

- 5 添付書類

様式第7号（第7条関係）

補助金交付決定変更承認（不承認）通知書

指令第 号

年 月 日

申請者 様

球磨村長

年 月 日付けで申請のあった球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業の変更については、球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり変更を承認（不承認と）したので通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・
耐震シェルター工事・耐震診断
- 3 補助金交付変更額（不承認の理由）

既交付決定額	金	円
変更増減額	金	円
変更交付決定額	金	円

様式第8号（第8条関係）

補助事業中止（廃止）届

年 月 日

球磨村長 様

申請者

住所

氏名

印

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定通知のあった球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業については、下記のとおり中止（廃止）したいので、球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

記

1 住宅の所在地

2 補助対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・
耐震シェルター工事・耐震診断

3 中止（廃止）理由

完了期日変更報告書

年 月 日

球磨村長 様

申請者

住所

氏名

印

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定通知のあった球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業については、同通知に付された完了期日には事業の完了が困難となったので、球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・
耐震シェルター工事・耐震診断
- 3 交付決定通知に付された完了予定期日 年 月 日
- 4 変更完了予定日 年 月 日
- 5 変更理由

耐震改修設計完了報告（及び補助金交付変更承認申請）書

年 月 日

球磨村長 様

申請者

住所

氏名

印

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定通知のあった下記の住宅に係る球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業について、耐震改修設計が完了したので、球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により報告します。

（また、補助金交付決定額（等）に変更があるため、球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。）

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業<変更後> 耐震改修設計・耐震改修工事
- 3 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円
変更交付申請額	金	円
変更増減額	金	円
- 4 変更内容及び理由
- 5 添付書類

※（）の部分は、変更事項に応じて、記入又は削除してください。

耐震改修設計確認（及び補助金交付決定変更承認）通知書

指令第 号

年 月 日

申請者 様

球磨村長

年 月 日付で報告（及び申請）のあった球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業の耐震改修設計の完了（及び交付決定額（等）の変更）については、球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定により、確認（及び下記のとおり承認）したので通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---------------|---|
| 1 | 住宅の所在地 | | |
| 2 | 補助対象事業 | 耐震改修設計・耐震改修工事 | |
| 3 | 補助金交付変更額 | | |
| | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| | 変更増減額 | 金 | 円 |
| | 変更交付決定額 | 金 | 円 |

※（）の部分は、変更事項に応じて、記入又は削除すること。

耐震改修工事中間検査申請書

年 月 日

球磨村長 様

申請者

住所

氏名

印

耐震改修工事の中間検査について、球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、関係書類を添え下記のとおり申請します。

記

1 住宅の所在地

2 工事監理者 事務所名
代表者名
所在地
電話番号
工事監理者

3 工事施工業者 施工業者名
代表者名
所在地
電話番号

4 中間検査の工程に達する日 年 月 日（予定）

5 添付資料

耐震改修工事中間検査結果通知書

指令第 号

年 月 日

申請者 様

球磨村長

年 月 日付けで申請のあった耐震改修工事中間検査について、球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定により、検査の結果を通知します。

記

1 住宅の所在地

2 中間検査日 年 月 日

3 検査結果

検査の結果、設計図に基づき適切な耐震改修工事が行われていることを確認しました。

検査の結果、設計図に基づき適切な耐震改修工事が行われていないと認められるため、以下のとおり指示します。

【指示事項】

完了実績報告書

年 月 日

球磨村長 様

申請者

住所

氏名

印

年 月 日付け 指令 第 号で補助金交付決定通知のあった球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業が完了したので、球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・耐震シェルター工事・耐震診断
- 3 交付決定額 金 円
- 4 実施期間
自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 添付資料

※添付書類については、別に定める事項に掲げる書類を添付してください。

工事監理報告書

年 月 日

申請者 様

事務所名

代表者名

印

所在地

電話番号

工事監理者

戸建て木造住宅の以下の事業について、補助対象事業実施計画書のとおり実施されていることを確認したので、報告いたします。

建築物の名称及び所在地				
補助対象事業	耐震改修工事 ・ 建替え工事			
建築確認番号	第 号			
建築確認年月日	年 月 日			
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
工事期間における主要な設計変更	変更年月日	変更された設計図書の種類	変更の概要	
主要な建築材料、建築設備等が設計図書のとおりであることの確認	確認年月日	建築材料、建築設備等の名称及び規格	名称及び規格が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
主要な工事が設計図書のとおり実施されていることの確認	確認年月日	確認事項	確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要

工事完了時における確認	確認年月日	確認事項	確認結果の概要	
工事施工業者に与えた注意	注意年月日	注意の概要	工事施工業者の対応と建築主に対する報告の概要	
建築設備に係る意見	意見を聴いた年月日	意見を聴いた者の住所及び氏名	意見を聴いた者の勤務先の住所及び名称	意見を聴いた事項
備考				

〔注意事項〕

- 1 工事監理を共同で行った場合においては、連名で報告してください。
- 2 「補助対象事業」の欄は、該当に○を付け増築等あれば追記してください。
- 3 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
- 4 「工事施工業者に与えた注意」の欄は、建築士法第 18 条第 3 項に規定する注意について記入してください。
- 5 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第 20 条第 5 項に規定する場合に記入してください。
- 6 備考の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項を記入してください。
- 7 ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。
- 8 同内容を記載したものであれば、様式は問いません。

補助金額確定通知書

指令第 号

年 月 日

申請者 様

球磨村長

年 月 日付けで完了実績報告のあった球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金については、球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・
耐震シェルター工事・耐震診断
- 3 交付確定補助金額 金 円

補助金交付請求書

年 月 日

球磨村長 様

申請者

住所

氏名

印

年 月 日付け 指令 第 号で補助金額確定通知のあった球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金について、球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、関係書類を添え下記のとおり請求します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・
耐震シェルター工事・耐震診断
- 3 請求金額 金 円

振込先	銀行 金庫 農協	支店 支所 出張所
預金種目 口座番号	普通 ・ 当座 ・ その他	
フリガナ		
口座名義人		

3 添付書類

- (1) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (2) その他市町村長が必要と認めるもの

補助金交付決定取消通知書

指令第 号
年 月 日

申請者 様

球磨村長

年 月 日付け 指令 第 号で補助金決定通知した球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金については、球磨村戸建て木造住宅耐震改修

事業補助金交付要綱

第 8 条第 2 項
第 8 条第 3 項
第 13 条第 4 項
第 17 条第 1 項

 の規定により、下記のとおり取り消

したので、第 17 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業
- 3 交付決定（交付確定補助金）額 金 円
- 4 交付決定（交付確定補助金）取消額 金 円
- 5 取消理由

補助金返還命令書

指令 第 号
年 月 日

申請者 様

球磨村長

年 月 日付け 指令 第 号で取り消した球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金については、球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 18 条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 補助対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事・建替え工事・耐震シェルター工事・耐震診断
- 3 返還命令額 金 円
- 4 返還期限 年 月 日
- 5 返還理由

様式第 20 号（第 4 条関係）

耐震改修設計実施証明書

年 月 日

球磨村長 様

建築士種別
(登録都道府県)
登録番号

氏名 印

下記のとおり、耐震改修設計を実施したことを証明します。

記

- 1 住宅所有者
- 2 住宅の所在地
- 3 耐震改修設計実施期間
- 4 耐震改修計画の診断方法
 - 一般財団法人日本建築防災協会発行「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法
 - 一般財団法人日本建築防災協会発行「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法
 - 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第 184 号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第 1 項第 1 号に示される評価方法
- 5 添付書類 耐震診断結果報告書の写し

様式第 21 号（第 4 条関係）

耐震改修工事実施証明書

年 月 日

球磨村長 様

建築士種別
(登録都道府県)
登録番号

氏名 印

下記のとおり、耐震改修設計に基づき、耐震改修工事を実施したことを証明
します。

記

- 1 住宅所有者
- 2 住宅の所在地
- 3 工事実施期間
- 4 耐震改修計画の診断方法
 - 一般財団法人日本建築防災協会発行「2012 年改訂版 木造住宅の耐震
診断と補強方法」による一般診断法
 - 一般財団法人日本建築防災協会発行「2012 年改訂版 木造住宅の耐震
診断と補強方法」による精密診断法
 - 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184
号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針
となるべき事項」第1項第1号に示される評価方法
- 5 添付書類 補強計画の耐震診断結果報告書の写し

耐震診断実施証明書

年 月 日

球磨村長 様

建築士種別
(登録都道府県)
登録番号

氏名 印

下記のとおり、耐震診断を実施したことを証明します。

記

- 1 住宅所有者
- 2 住宅の所在地
- 3 耐震診断結果報告日
- 4 耐震診断方法
 - 一般財団法人日本建築防災協会発行「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法
 - 一般財団法人日本建築防災協会発行「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法
 - 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1項第1号に示される評価方法
- 5 添付書類 耐震診断結果報告書の写し

様式第 23 号（第 4 条関係）

法 適 合 証 明 書

年 月 日

球磨村長 様

建築士種別
(登録都道府県)
登録番号

氏名 印

下記の住宅については、建築基準法に適合していることを証明します。

記

- 1 住宅所有者
- 2 住宅の所在地
- 3 建築面積 m^2
- 4 延べ床面積 m^2
- 5 高さ m
- 6 階数 地上 階、地下 階
- 7 構造
- 8 備考

様式第 24 号（第 21 条関係）

代理受領委任状

平成 年 月 日

球磨村長 様

申請者 住所

氏名

印

電話番号

球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 21 条の規定により、補助金の請求及び受領を、下記の代理受領者に委任します。

記

1 対象建築物

所在地

建物名称

2 代理受領者

住所

会社名

氏名

印

電話番号

代理受領変更届

平成 年 月 日

球磨村長 様

申請者 住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付け 指令 第 号で補助金交付決定通知のあった球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金について、下記のとおり変更したいので球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第22条第1項の規定により届け出ます。

記

1 対象建築物

所在地

建物名称

2 代理受領者

変更前 住所

会社名

氏名

印

電話番号

変更後 住所

会社名

氏名

印

電話番号

3 変更理由

代理受領中止届

平成 年 月 日

球磨村長 様

申請者 住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付け 指令 第 号で補助金交付決定通知のあった球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金について、下記のとおり代理受領を中止したいので球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第22条第2項の規定により届け出ます。

記

1 対象建築物

所在地

建物名称

2 代理受領者

住所

会社名

氏名

電話番号

3 中止理由

様式第27号（第23条関係）

代理受領補助金請求書

年 月 日

球磨村長 様

代理受領者 住所

会社名

印

氏名

電話番号

申請者 氏名

年 月 日付け 指令 第 号で確定通知のあった球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金として、球磨村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 23 条第 1 項の規定により準用する同要綱第 16 条第 1 項の規定により請求します。

記

請求額		円
口座振替 先	金融機関及び支店名	
	口座種別	
	口座番号	
	口座名義	

※添付書類

- ・実施した事業に係る申請者宛ての請求書
- ・実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し

別に定める事項【第4条（交付申請）、第13条（耐震改修設計完了の報告）、第14条（完了実績報告）】

関係条項	補助対象事業				
	耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助	耐震改修設計費補助	耐震改修工事費補助又は建替え工事費補助又は建替え設計費及び建替え工事費の一括補助	耐震シェルター工事費補助	耐震診断補助
第4条 （交付申請）	<p>（添付書類）</p> <p>ア 事業計画書</p> <p>イ 住民票の写し</p> <p>ウ 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し</p> <p>エ 住宅の所有者がわかる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産証明書）</p> <p>オ 村税滞納有無調査承諾書</p> <p>カ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書</p> <p>キ 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの</p> <p>ク 耐震診断を実施している場合は、耐震診断結果報告書の写し</p> <p>ク 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものは、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（罹災証明等）</p> <p>コ 交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合は、委任状</p> <p>サ その他村長が必要と認める書類</p>	<p>（添付書類）</p> <p>ア 事業計画書、イ 工程表、ウ 住民票の写し</p> <p>エ 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し</p> <p>オ 住宅の所有者がわかる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産証明書）</p> <p>カ 村税滞納有無調査承諾書</p> <p>キ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書</p> <p>ク 当該住宅の建築確認済証の写し又は建築年月日がわかるもの</p> <p>ケ 現況写真（外観写真2方向以上）</p> <p>コ 現況の各階平面図</p> <p>サ 耐震改修設計の内容を確認できる図書（建替え工事費補助の場合は、建替え設計の内容を確認できる書類（建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証の写等））</p> <p>シ 耐震診断結果報告書の写し</p> <p>ス 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものは、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（罹災証明等）</p> <p>セ 交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合は、委任状</p> <p>ソ その他村長が必要と認める書類</p>	<p>（添付書類）</p> <p>ア 事業計画書</p> <p>イ 工程表</p> <p>ウ 住民票の写し</p> <p>エ 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し</p> <p>オ 住宅の所有者がわかる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産証明書）</p> <p>カ 村税滞納有無調査承諾書</p> <p>キ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書</p> <p>ク 当該住宅の建築確認済証の写し又は建築年月日がわかるもの</p> <p>ケ 現況写真（外観写真2方向以上及び設置予定場所の写真）</p> <p>コ 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものは、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（罹災証明等）又は耐震診断結果報告書の写し</p> <p>サ 交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合は、委任状</p> <p>シ その他村長が必要と認める書類</p>	<p>（添付書類）</p> <p>ア 事業計画書</p> <p>イ 工程表</p> <p>ウ 住民票の写し</p> <p>エ 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し</p> <p>オ 住宅の所有者がわかる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産証明書）</p> <p>カ 村税滞納有無調査承諾書</p> <p>キ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書</p> <p>ク 当該住宅の建築年月日がわかるもの</p> <p>ケ 現況写真（外観写真2方向以上）</p> <p>コ 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものは、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（罹災証明等）</p> <p>サ 交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合は、委任状</p> <p>シ その他村長が必要と認める書類</p>	
第13条 （耐震改修設計完了の報告）	<p>（添付書類）</p> <p>ア 耐震改修設計に係る契約書の写し</p> <p>イ 現況の各階平面図</p> <p>ウ 補強計画及び設計図書</p> <p>エ 耐震改修工事の見積書</p> <p>オ 工程表</p> <p>カ 現況写真（外観写真2方向以上）</p> <p>キ 耐震診断結果報告書の写し（オ～キは、耐震改修工事を補助対象とする場合。）</p> <p>ク その他村長が必要と認める書類</p>				
第14条 （完了実績報告）	<p>（添付書類）</p> <p>ア 耐震改修工事に係る契約書の写し</p> <p>イ 工事監理報告書の写し</p> <p>ウ 工事写真（以上は、耐震改修工事を補助対象とする場合。）</p> <p>エ その他村長が必要と認める書類</p>	<p>（添付書類）</p> <p>ア 補助対象事業に係る契約書の写し</p> <p>イ 現況の各階平面図</p> <p>ウ 補強計画及び設計図書</p> <p>エ 工事費の積算を補助対象経費に算入した場合は、耐震改修工事の見積書</p> <p>オ その他村長が必要と認める書類</p>	<p>（添付書類）</p> <p>ア 補助対象事業に係る契約書の写し</p> <p>イ 建替え設計費及び建替え工事費の一括補助の場合は、建替え設計の内容を確認できる書類（建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証の等）</p> <p>ウ 工事監理報告書の写し</p> <p>エ 工事写真</p> <p>オ その他市町村長が必要と認める書類</p>	<p>（添付書類）</p> <p>ア 補助対象事業に係る契約書の写し</p> <p>イ 工事写真</p> <p>ウ その他村長が必要と認める書類</p>	<p>（添付書類）</p> <p>ア 補助対象事業に係る契約書の写し</p> <p>イ 耐震診断結果報告書の写し</p> <p>ウ その他村長が必要と認める書類</p>